

FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index

v1.7

Name change effective 22 December 2025

This document has been translated from English and in case of any discrepancy
the English version shall prevail.

目次

セクション 1 はじめに.....	3
セクション 2 運営・管理責任	5
セクション 3 FTSE Russell インデックス ポリシー.....	6
セクション 4 適格有価証券	8
セクション 5 ESG データ入力	9
セクション 6 構成銘柄の定期的見直し	11
セクション 7 構成銘柄の変更	14
セクション 8 コーポレートアクションおよびイベント	15
セクション 9 業種分類ベンチマーク（Industry Classification Benchmark：ICB）	17
付録 A 外国為替レート.....	18
付録 B 詳細はこちら	19

セクション 1

はじめに

1. はじめに

- 1.1 本書は、FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の運営および算出に係わる基本ルールを説明したものです。本ルールのコピーは www.lseg.com/en/ftse-russell/ から入手できます。
- 1.2 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index は、ICB セクターをニュートラルにしつつ、明確な環境・社会・ガバナンス (ESG) のグローバル基準を満たす日本企業のパフォーマンスが反映されるように設計されています。
- 1.3 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index は、インデックス設計に ESG ファクターを考慮します。詳細はセクション 6 を参照してください。
- 1.4 当インデックスは、米国ドルおよび日本円で算出されます。
- 1.5 本インデックスのプライスリターン・インデックスとトータルリターン・インデックスは、終値ベースで算出されます。
トータル・リターンは、配当込みベースで算出されます。なお、配当金は企業公表値を適用します。
- 1.6 **FTSE Russell**
FTSE Russell は FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc.) ならびに FTSE Fixed income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited の商標名です。
- 1.7 **IOSCO**
 - 1.7.1 FTSE は、FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index は 2013 年 7 月に公表された IOSCO の金融ベンチマーク原則を満たしていると考えます。
 - 1.8 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部事象を含む様々な状況において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。

1.9 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスの長所を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell（または、これらの 基本原則の作成および発行に関係するすべての人）は、以下による結果について、個人の被った損失、損害、請求、費用について一切の責任を負いません。

- 当基本ルールに対する依存、および/もしくは
- 当基本ルールの不正確、および/もしくは
- 当基本ルールに記載されている方針または手続きの不適用、誤用、および/もしくは
- インデックスまたはデータの構成銘柄を組成する際の何らかの不正確性。

セクション 2

運営・管理責任

2. 運営・管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE はインデックス・ベンチマークの管理者です。¹

2.1.2 FTSE Russell はインデックスの日次計算、構築、運用の責任を負っており、次のことを行います。

- インデックスを構成する全銘柄に関し、ウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックスの定期的な見直しを行い、その結果によって必要な変更を行う
- 継続的なメンテナンスと定期的な見直しによるウェイト変更を公表する
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改訂

基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に継続的に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し（少なくとも年 1 回）の対象になります。基本ルール大幅な改訂の提案に関しては、FTSE Russell Advisory Committee 及び必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.1 FTSE Russell Equity Indices の Statement of Principles に規定の通り、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項に関して FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実質的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例などに見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

¹ 本文書でアドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、[2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011（欧州ベンチマーク規制）](#)、
+++
[また、ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019](#)（英国ベンチマーク規則）における定義と同義で使用されます。

セクション 3

FTSE Russell インデックス ポリシー

3. FTSE Russell インデックス ポリシー

基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照下さい。

3.1 コーポレート・アクション及びイベント・ガイド

- 3.1.1 コーポレート・アクションおよびイベントによる構成企業の変更の詳細は、以下のリンクからご覧いただけるコーポレート・アクションおよびイベント・ガイドをご参照下さい。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

3.2 FTSE Russell 時価総額加重株価指数の Statement of Principles (Statement of Principles)

- 3.2.1 インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合は、FTSE Russell は、インデックス構築に対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明(Statement of Principles)を参照して適切な取り組みを決定します。Statement of Principles は毎年見直され、FTSE Russell により提案される変更事項は FTSE Russell Policy Advisory Board に提出後、議論され、最終的には FTSE Russell の Index Governance Board により承認されます。

原則声明は、次のリンクからご覧いただけます：

[Statement_of_Principles.pdf](#)

3.3 お問い合わせ、苦情など

- 3.3.1 インデックスの構成銘柄である企業（またはその代理人）、構成銘柄となることが見込まれる企業（またはその代理人）、政府機関、または業として活動する組織においてインデックスを利用する者による 10 人以上のグループは、FTSE Russell の決定に対して異議申し立てを行うことができます。

FTSE Russell の苦情申し立て手続きは、次のリンクからご覧いただけます：

[Benchmark_Determination_Complaints_Handling_Policy.pdf](#)

FTSE Russell への異議申し立てのプロセスは、次のリンクをご参照下さい：

[Appeals_Against_Decisions.pdf](#)

3.4 取引停止または市場閉鎖の際のインデックス取り扱い方針

- 3.4.1 取引停止または市場閉鎖の際のインデックスの取り扱いに関するガイダンスは、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_for_Trading_Halts_and_Market_Closures.pdf](#)

3.5 顧客が市場または有価証券の取引ができない場合のインデックス取り扱い方針

3.5.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index_Policy_in_the_Event_Clients_are_Unable_to_Trade_a_Market_or_a_Security.pdf](#)

3.6 再計算方針とガイドライン

3.6.1 何らかの不正確さが認識される際、FTSE Russell は、FTSE Russell インデックス再計算ガイドラインに定められたステップに沿って、ひとつのインデックスまたはインデックス・シリーズ全体を再計算すべきか、また関連データ・プロダクトを改定すべきかを決定します。FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の利用者には適切な媒体を通じて、通知が出されます。

FTSE Russell 再計算方針およびガイドラインの詳細は、次のリンクから FTSE Russell のウェブサイトでご覧いただくか、info@ftserussell.com までお問い合わせください。

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_Equity_Indices.pdf](#)

[Recalculation_Policy_and_Guidelines_ESG_Products.pdf](#)

3.7 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更

3.7.1 FTSE Russell のベンチマーク・メソドロジーの変更は、次のリンクをご参照下さい：

[Policy_for_Benchmark_Methodology_Changes.pdf](#)

3.8 FTSE Russell のガバナンスの枠組み

3.8.1 これらインデックスの監修にあたり、FTSE Russell では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループによる 3 つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規則³、また英国ベンチマーク規則⁴への準拠を確実にしています。

FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい：

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

3.9 リアルタイム・ステータスの定義

3.9.1 インデックスのリアルタイム・ステータス定義の詳細を掲載する以下のガイドをご覧ください。

[Real Time Status Definitions.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13 July 2013.

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011。

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019。

セクション 4

適格有価証券

4. 適格有価証券

4.1 適格ユニバース

- 4.1.1 FTSE Japan All Cap Index の構成銘柄を FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の組入れユニバースとします。
- 4.1.2 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index 構成銘柄は親インデックスで適用されるのと同じ投資適格比率を有することとなります。FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index シリーズは、流動性、株式の取引停止、計算方法などにおける基準において、各親インデックスの基本ルールに従うことになります。
- 4.1.3 Japanese Real Estate Investment Trusts (J-REITs) (Real Estate Investment Trusts ICB 351020) は、FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index への組入れには不適格とします。
- 4.1.4 FTSE Japan All Cap Index の構成銘柄が TOPIX (東証株価指数) に含まれていない場合、FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の組み入れには不適格とします。TOPIX の構成銘柄は、見直し月の前の月の最終ビジネス日を基準とします。
- 4.1.5 不適格性および除外の見直しルール 4.1.4 は、2025 年 6 月から始まる指数の半年ごとのリバランス時より実施となっています。

セクション 5

ESG データ入力

5. ESG データ入力

5.1.1 以下の ESG データセットがインデックス・シリーズ構築に使用されます。

ESG データ入力	説明	組み入れ、ウェイト、除外に使用 ⁵
FTSE ESG スコア	FTSE Russell の ESG スコアとデータモデルでは、ESG の課題に対する企業のエクスポージャと管理について、投資家は多面的に理解することができます。詳細は以下をご覧ください。 https://www.lseg.com/en/ftse-russell/esg-scores and Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices	選定
TPI 経営品質 (MQ)	FTSE Russell の TPI Management Quality (MQ) データは、企業の温室効果ガス排出量および低炭素への移行に関連するリスクと機会についてガバナンス/管理の質を評価追跡するものです。詳細は以下をご覧ください。 https://www.transitionpathwayinitiative.org/methodology	選定
FTSE 炭素排出量	FTSE の Carbon Emissions データセットは、世界の上場企業とそのバリューチェーン全体（上流および下流の事業活動）が統括する資産と活動について、報告および推定による排出量データを提供します。詳細は以下をご覧ください。 Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices	選定
FTSE の行動に関するデータ	問題となる行動やダイバーシティに直接的・間接的に関与する企業活動による FTSE の除外リスト。詳細は以下をご覧ください。以下文書のセクション 7Guide to the Construction and Maintenance of FTSE Exclusion Lists.pdf .	除外
行動に関するデータ – RepRisk	RepRisk Index (RRI) は、企業の評判に関わる ESG リスク・エクスポージャを取得・定量化します。詳細は以下をご覧ください。 https://www.reprisk.com/news-research/resources/methodology	除外

5.1.2 本インデックス（インデックス・シリーズ）に使用される FTSE Russell およびサードパーティ提供の SI データについて、詳しくは以下のガイドをご覧ください。

[Guide to FTSE and Third Party ESG Data used in FTSE Russell Indices](#)

これら ESG データ入力に使われるデータおよび基準についての情報も掲載されています。これらデータには推定データも含まれます。

⁵ 定義
組み入れ – 構成銘柄の選定またはランク付け、また最低スコアや閾値の計算に ESG データを使用
ウェイト – インデックス中の銘柄のウェイト計算に ESG データを使用
除外 – インデックスからの銘柄除外に ESG データを使用

5.2 ESG Metrics

- 5.2.1 代表部規則（EU）2020/1816 付則に列記される環境・社会・ガバナンス（ESG）ファクターのスコア、価値に関しては、FTSE Russell の [ESG Metrics](#) ウェブサイトを参照してください。本インデックス・シリーズ内ベンチマークのベンチマーク・メソドロジーはこれらを考慮して設計されています。

メトリックスのメソドロジーと計算について、詳細は以下のリンクからご覧いただけます。

[持続可能性データおよび ESG データ](#)

[ESG 開示メソドロジーおよび計算ガイド](#)

セクション 6

構成銘柄の定期的見直し

6. 構成銘柄の定期的見直し

6.1 見直し日

6.1.1 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index は 6 月と 12 月の年 2 回定期見直しが行われ、見直しが適用される日の 4 週間前の月曜日の終値ベースの市場データを用います。

6.1.2 ESG データ入力の基準日は [Guide-to-FTSE-and-Third-Party-ESG-Data-used-in-FTSE-Russell-Indices.pdf](#) に掲載されます。

6.1.3 インデックス見直しは、見直し有効日の 4 週間前の月曜日の営業終了時の市場データを使って行われます。

6.2 レビュープロセス

6.2.1 FTSE Russell の ESG データモデルによる総合 ESG スコアは、FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index 構成銘柄を決定する基本ベースとして使われます。

6.2.2 総合 ESG スコアは、基本となるピラーとテーマのエクスポージャとスコアに分類されます。ピラーとテーマは、300 以上の個別調査項目の評価に基づいて構成され、各企業の事業内容に応じて適用されます。

6.2.3 FTSE Russell の ESG データモデルの目的は、スコアを付された企業が外的環境に及ぼす影響を（テーマおよびピラーのエクスポージャを介して）測定すること、スコアを付された企業のリスク・エクスポージャまたは ESG 関連リスクへの耐性を（ピラーおよびテーマのスコアを介して）測定することの両面から、企業の「ESG エクスポージャとパフォーマンス」を査定することです。FTSE Russell の ESG データモデルでは、ESG の課題に対する企業のエクスポージャと管理について、投資家は多面的に理解することができます。詳細は [guide-to-ftse-and-third-party-esg-data-used-in-ftse-russell-indices.pdf](#) にご覧いただけます。

6.2.4 適格ユニバースの各銘柄の FTSE ESG 総合スコアは、「5」を最高スコアとする 0～5 の範囲で評価します。

6.2.5 銘柄は各 ICB セクターごとに（ICB レベル 3）、ESG スコアの上位から下位にランキングされます。同等の ESG スコアを持つ企業が 2 社あれば、基準日に投資可能性がより高い時価総額を有する企業が上にランクされます。
+++ESG データがない企業には「0」が付けられます。
+++

6.2.6 最初の見直し時、ある企業の ESG ランクが対応セクターの 50 パーセンタイル以上であると、インデックスに追加されます。50 パーセンタイルは整数に切り上げとなります。

6.2.7 次回以降のインデックス見直しにはバッファールールが使われます。ESG ランクが対応セクターの 45 パーセンタイル以上であればその企業は新規に組入れられます。既存銘柄企業の ESG ランクが対応セクターの 55 パーセンタイル未満に下落すれば、

その企業はインデックスから除外されます。45（55）パーセンタイルは整数に切り上げとなります。ESG スコアが 2.0 未満の銘柄は FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。

- 6.2.8 銘柄はオペレーショナル・カーボン排出強度の降順でランクされます。対象企業のオペレーショナル・カーボン排出強度ランクが FTSE Japan All Cap index 掲載の企業合計の 10%以上（整数に切り下げ）となり、TPI の MQ スコアが 3 未満であれば、その企業はインデックスから除外されます。本ルールは、オペレーショナル・カーボン排出強度がない企業、TPI MQ スコアがない企業には適用されません。
- 6.2.9 ESG スコア、オペレーショナル・カーボン排出強度、TPI MQ に基づく組入れ閾値は、コーポレート・サステナビリティ実践に乏しい企業を削除しつつ、大型株・中型株・小型株を網羅してインデックスの多様性を維持することをめざすものです。
- 6.2.10 TPI MQ スコアは、企業による温暖化ガス排出と、低炭素経済移行に関連したリスクおよび機会のマネジメントの質を評価します。企業には、5 を最高とする 0～5 の MQ スコアが付されます。詳細は [guide-to-ftse-and-third-party-esg-data-used-in-ftse-russell-indices.pdf](#) にてご覧いただけます。

6.3 インデックスウェイト

- 6.3.1 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index は、インデックスウェイト・メソドロジーに基づく見直しを年 2 回（6 月・12 月に）行います。
- 6.3.2 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の各セクターの ICB セクターウェイトは、FTSE Japan All Cap Index の対応するセクターウェイトに合致することを目指します。
- 6.3.3 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の個別 W_i^{Max} 銘柄 i の最大ウェイトは、FTSE Japan All Cap Index の時価総額の 10%か、ウェイトの 5 倍 W_i の、どちらか小さい方とします。

$$W_i^{Max} = \text{Min}(0.10, 5 \times W_i)$$

- 6.3.4 $SC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$ セクターごとのウェイト目標値 STW_k は、当該セクター・ウェイト SC_k および FTSE Japan All Cap Index の当該セクター・ウェイトの最小値 SW_k に設定されます。

$$STW_k = \text{Min}(SC_k, SW_k)$$

各セクターごとの上限値 SC_k は、個別銘柄ウェイトの最大値の総和になります。

$$SC_k = \sum_i W_{ik}^{Max}$$

セクター k の全銘柄

セクターの目標値 STW_k は、同じ業種におけるセクター・ウェイト目標値の総和が FTSE Japan All Cap Index 中の対応業種ウェイトに等しくなるよう正規化 $STWN_k$ されます。

+++超過業種ウェイト ($STWN_k - SC_k > 0$) は同業種の残りセクターに比例配分されます ($STWN_k - SC_k < 0$)。全セクター条件を満たすまで、これが繰り返されます。

ひとつのソリューションが使えない場合、セクター・ウェイト目標値 STW_k は、 $STWN_k$ インデックス中のセクター目標値の総和が 1 となるよう調整されます。超過セクターウェイト ($STWN_k - SC_k > 0$) はインデックス中の残りセクターに再配分されます ($STWN_k - SC_k < 0$)。全セクター条件を満たすまで、これが繰り返されます。そのような場合、業種ニュートラルは厳格には維持されず、近似にとどまります。

- 6.3.5 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の W_{ik}^{final} 各セクターの構成銘柄 k のウェイト i にはセクター目標値 $STWN_k$ を反映させます。

$$W_{ik}^{final} = W_{ik} \times STWN_k / SWSR_k$$

$SWSR_k = \sum_i W_{ik}$ が反映前の FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index におけるセクターの k 会社ウェイト i の総和であるときウェイトが上限を超過した場合は、同セクター内の残り銘柄に比例配分されます。すべての銘柄で条件を満たすまで、これが繰り返されます。

- 6.3.6 インデックスウェイトの見直しには、6 月および 12 月の第一金曜日のコーポレート・アクションに伴う調整済みの終値を適用します。インデックスウェイトの変更は、6 月および 12 月の第三金曜日の引け後に行われます。この際、Shares in Issue および浮動株は当該見直し月の第三金曜日の次の月曜日のそれを使用します。

6.4 インデックスの過去データ

- 6.4.1 日本の小型株銘柄の ESG スコアとデータは、2019 年 12 月から閲覧可能です。それ以前では、2019 年 12 月時点の ESG データが算定に適用されます。

セクション 7

構成銘柄の変更

7. 構成銘柄の変更

7.1 除外および新規組入れ

- 7.1.1 ある組入れ銘柄が FTSE Japan All Cap Index から除外された場合は、FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。除外は FTSE Japan All Cap Index の除外と同時にわれ、そのウェイトは FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の残存銘柄に比例配分されます。また、FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index からの除外銘柄は、定期見直し期間以外に別銘柄に入替えられることはありません。構成銘柄が TOPIX の構成銘柄でなくなった場合、次回の見直し時に FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。FTSE と TOPIX のコーポレートアクションの取り扱いが異なるため、TOPIX から構成銘柄が除外されたが Blossom Japan Sector Relative Index には残った場合、この銘柄の除外は次回の定期見直し時点で Blossom Japan Sector Relative Index にのみ適用されます。
- 7.1.2 親インデックスへの追加は、関連する FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index シリーズの次回の見直し時に組み入れが検討されます。

セクション 8

コーポレートアクションおよびイベント

8. コーポレートアクションおよびイベント

- 8.1 コーポレートアクションおよびイベントによる組入れ銘柄への変更についての詳細は、次のリンクから「Corporate Actions and Events Guide for Market Capitalisation Weighted Indices」をご覧ください。

[Corporate_Actions_and_Events_Guide.pdf](#)

コーポレートアクションとは、株主に対するアクションを言い、株価は落ち日における調整に影響されます。株価は配当落ち日の調整に従います。これらには、次の事項が含まれます。

- 資本の払い戻し
- ライツ・イシュー / エンタイトルメント・オファー
- 株式化
- 分割 / 併合
- 無償新株発行（資本化または無償交付）

コーポレートイベントとは、インデックス・ルールに即してインデックスに影響を与える可能性のある企業ニュースを言います。例えば、政策投資家が組入れ企業の株式の売却を発表したとします。浮動株比率の変動要因となり、インデックス調整が必要となる場合は、FTSE Russell が調整のタイミングを通知します。

8.2 発行済み株式

発行済み株式数の変更に伴う調整は、「コーポレートアクションおよびイベント・ガイド」の記載に基づきます。

8.3 合併、買収、スピンオフ

- 8.3.1 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index に組入れられた 2 企業が合併した場合、または FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ企業が、他の組み入れ企業に買収された場合、存続企業がインデックスに残ります。
- 8.3.2 FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の組入れ企業が、インデックス外の企業を買収した場合、買収後の存続企業がインデックスに組入れられます。
- 8.3.3 組入れ企業がインデックス外の企業に買収された場合、存続企業は FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index から除外されます。存続企業の適格性は、買収から少なくとも 6 か月が経過した後に行われる定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。
- 8.3.4 組み入れ企業が分割されて 2 社以上になった場合、新企業が FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の構成銘柄として維持されます。当該企業の適格性は、分割から最低 6 か月以上が経過した定期見直しにおいて、分析・評価が行われます。

- 8.3.5 重大なイベントが発生した場合、FTSE Russell は臨時会議を招集し、当該コーポレートイベントから生ずる事態を評価・分析し FTSE JPX Blossom Japan Index の適格性に照らした助言を行います。
- +++FTSE Russell は、その結果として、1 社または複数の企業の FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index への組み入れが不適格である状況であると判断する可能性があります。

8.4 取引の中止

取引中止についての規則は、「コーポレートアクションおよびイベントのガイド」をご覧ください。

セクション 9

業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark : ICB)

9. 業種分類ベンチマーク (Industry Classification Benchmark : ICB) ⁶

9.1 分類構造

9.1.1 ICB に規定されているとおり、産業、スーパーセクター、セクター、サブセクターに分類されます。

9.1.2 ICB の詳細については、FTSE Russell からご入手いただくか、FTSE Russell のウェブサイト (<https://www.lseg.com/en/ftse-russell>) からご参照ください。

[Industry_Classification_Benchmark](#)

⁶ FTSE インデックスは、2021 年 3 月に新しい ICB 分類システムに移行しました。

付録 A

外国為替レート

FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の算出に使用される外国為替レートは、WMR FX Benchmarks のリアルタイム・スポットレートです。

全てのインデックス計算の基本通貨は日本円です。日本円以外で表示された銘柄の価格は、インデックス算出のために日本円に換算されます。

英国時間 06:20 に受領した外国為替 BID レートがインデックス算出に使用されます。これをクロージング外国為替レートと呼びます。

付録 B

詳細はこちら

FTSE Russell の基本ルールで使用する用語については、次のリンクをご参照ください。

[Glossary.pdf](#)

The FTSE Russell ESG Metrics ウェブサイトは、次のリンクからアクセスしてください。 [ESG Metricshttps://www.ftserussell.com/esg-metrics](https://www.ftserussell.com/esg-metrics)

FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index の詳細については、FTSE Russell でご入手いただくか、ウェブサイト www.lseg.com/en/ftse-russell/ をご参照ください。

免責事項

© 2025 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEG には、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.（以下「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(5) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

The FTSE JPX Blossom Japan Sector Relative Index インデックスの算定は、FTSE International Limited により、または同社に代わりその提携事業者、エージェント、パートナーによって行われます。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell®は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、WOFE、その他 LSEG ベンチマークおよび指標サービスを提供する LSEG 関連会社の商標です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMM™」、「FR™」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSEG グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークです。

全ての情報は情報提供のみを目的として提供されています。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械的誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて"現状のまま"提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーのいずれも、情報や LSEG の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されない）の使用から得られる結果について、明示または黙示を問わず、正確性、適時性、完全性、商品性に関していかなる主張、予想、保証、表明も行わず、LSEG 商品の特定の目的への適切性または適合性に関しても、明示または黙示を問わず、主張、予想、保証、表明を行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません：(a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連するいは起因する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) （たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても）当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレートに直接投資することはできません。インデックスやレートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレートを合法的に売買や保有することができると確認するものでもありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSEG の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。